

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 地方裁量型認可化移行施設の設置について（厚生労働省） 1
- ◆ 児童福祉法等の改正法案が国会提出される 3
- ◆ 待機児童数の状況について（厚生労働省） 4
- ◆ 「地域における公益的な取組」の発信率100%へ
（全社協・社会福祉施設協議会連絡会） 4
- ◆ 「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」～2019年度「児童福祉週間」～
（厚生労働省・全社協） 4
- ◆ 消費税率引上後の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です
（国税庁） 5
- ◆ 御即位当日における祝意奉表について（閣議決定） 6
- ◆ 法人内での人材育成の「基本」を習得できます！
～職場研修担当者研修会（2019年度 第1回 施設職員コース）のご案内～
（全社協・中央福祉学院） 6
- ◆ 全国保育協議会 事務局体制（全社協） 6
- ◆ **地方裁量型認可化移行施設の設置について（厚生労働省）**

平成31年3月29日、厚生労働省は、通知「国家戦略特別区域における地方裁量型認可化移行施設の設置について」を发出しました。

地方裁量型認可化移行施設は、国家戦略特別区域において、待機児童が多い都道府県が、認可施設への移行を希望する認可外保育施設や、保育士不足のため、認可保育所、認定こども園等の事業を維持できず休止し、再度、これらの事業を開始することを目指して認可外保育施設として事業を続ける施設について、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことにより、保育の受け皿整備を図ることを目的としています。

(→要綱「1 目的」を参照)

設置基準として、必要職員数のうち6割以上が保育士資格又は看護師(准看護師を含む)の資格を有する者とされています。

(→要綱「3 設置基準」を参照)

設置の条件は、都道府県が設置基準を定めること、待機児童が1人以上いること等があります。

(→要綱「4 設置の条件」を参照)

本通知は、平成30年6月14日の国家戦略特別区域諮問会議(第35回)において、仕組みが示されたものです。会議資料として提示された説明資料は下記のとおりです。

なお、本会は、地方裁量型認可化移行施設について、「未来投資戦略2018」に盛り込まれた際に、反対の意見を表明しています。詳細は、全保協ニュースNo.18-10(平成30年6月22日号)をご参照ください。

詳細は別添のNo.1をご参照ください。

第35回国家戦略特別区域諮問会議(平成30年6月14日)配布資料 資料6を抜粋	
<p>「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)の創設について 資料6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、<u>保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。</u> ● 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討(時限措置)。 	
<p>大阪府・大阪市提案</p> <p>保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。</p> <p>①認可保育園において、所定の研修(※)を修了した「保育支援員」について、配置基準上必要な保育士の3分の1に置き換えて配置できるようにしてほしい。</p> <p>(※)27時間の座学研修+480時間のOJT研修 【参考】保育士の養成課程での履修時間：約1,000時間</p> <p>②上記配置を行った場合も(認可保育園として)公費による支援を行ってほしい。</p> <p>(例)人員配置基準上、12人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1(4人)を保育支援員(1.5人で保育士1人に換算)に代えて、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。</p>	<p>厚生労働省対応案</p> <p>特区において、各自治体が、独自の設備運営基準(配置基準の6割以上は保育士)のもと「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)を設置することを認める(待機児童解消までの時限措置)。</p> <p>①(保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り)認可保育園からの移行も可能</p> <p>②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならない、設備・運営に応じた運営費を補助。 (※)30予算で認可化移行運営費の充実を図っており、安定財源の確保をしつつ、31予算要求に向けて検討。</p> <p>③認可化移行の計画期間は5年間とし、自治体の判断で延長も可能とする。</p> <p>④保育事業者と利用者の直接契約</p> <p>⑤保育の質の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。 ・地方裁量型認可化移行施設への定期的な指導・監査の実施や運営状況の見える化 ・都道府県の協議会による人材確保策の実施・公表</p> <p>※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。</p>

◆児童福祉法等の改正法案が国会提出される

「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が平成31年3月19日に閣議決定され、国会提出されました。

本改正法案は、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化および関係機関間の連携強化等の所用の措置を講ずることが趣旨とされています。

主な内容として、体罰の禁止が明文化されました（親権者に対しては児童虐待防止法において明文化。児童相談所長、児童福祉施設長、ファミリーホームの養育者、里親に対しては児童福祉法において明文化）。また、学校と教育委員会、児童福祉施設等の職員は、児童に関する秘密を漏らしてはならないことが規定されました。

その他、児童相談所の体制強化として、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置、弁護士配置またはこれに準ずる措置、医師・保健師の配置などが盛り込まれています。

施行日は、平成32（2020）年4月1日（一部を除く／上記の弁護士の配置またはこれに準ずる措置、医師・保健師の配置は平成34（2022）年4月1日）です。

附則において、改正法施行後1年を目途に、一時保護等のあり方、児童福祉の専門資格等のあり方を検討することとされ、改正法施行後2年を目途に、民法上の懲戒権のあり方、児童の意見表明権の保障等の権利擁護のあり方を検討することとされています。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨
児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。
改正の概要
1. 児童の権利擁護 【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】 ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。 ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。 ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。
2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等
(1) 児童相談所の体制強化 【①は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】 ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。 ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。児童相談所に医師及び保健師を配置する。 ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。 ④ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
(2) 児童相談所の設置促進 【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】 ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。 ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。 ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
(3) 関係機関間の連携強化 【①・②の前段は児童虐待の防止等に関する法律、②の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】 ① 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。 ② DＶ対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDＶ被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。
3. 検討規定その他所要の規定の整備
① 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ② 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ③ 児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ④ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。 ⑤ その他所要の規定の整備を行う。
施行期日
平成32年4月1日（2(1)②及び④の一部については平成34年4月1日、2(2)①は平成35年4月1日。）

厚生労働省ホームページ

トップページ > 所管の法令等 > 国会提出法案 > 第198回国会（常会）提出法律案

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/198.html>

◆待機児童数の状況について（厚生労働省）

平成31年4月12日、厚生労働省は、「平成30年10月時点の保育所等の待機児童数の状況について」を公表しました。

平成30年10月の待機児童数は47,198人であり、平成29年10月と比較して8,235人減少しました。平成30年4月時点との比較では、27,303人増加しました。

詳細は別添のNo.2をご参照ください。

◆「地域における公益的な取組」の発信率100%へ（全社協・社会福祉施設協議会連絡会）

全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会では、すべての社会福祉法人が「地域における公益的な取組」の展開を発信していくために、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化や現況報告書への記載方法等についてまとめたパンフレット「社会福祉法人・福祉施設の『地域における公益的な取組』の発信率100%へ」の改訂を行いました。

今回の改訂版では、施設種別の特性や専門性を活かした取組の具体例と現況報告書への記載例を種別ごとに示しています。

保育所では、「地域の子育て家庭の相談支援」は現況報告書では「①地域の要支援者に対する相談支援」に、「児童虐待ネットワークへの参画」は現況報告書では「③地域の要支援者に対する権利擁護支援」に、「子育てサロン」は現況報告書では「⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動」に分類されることなどを例示しています。

詳細は別添のNo.3をご参照ください。

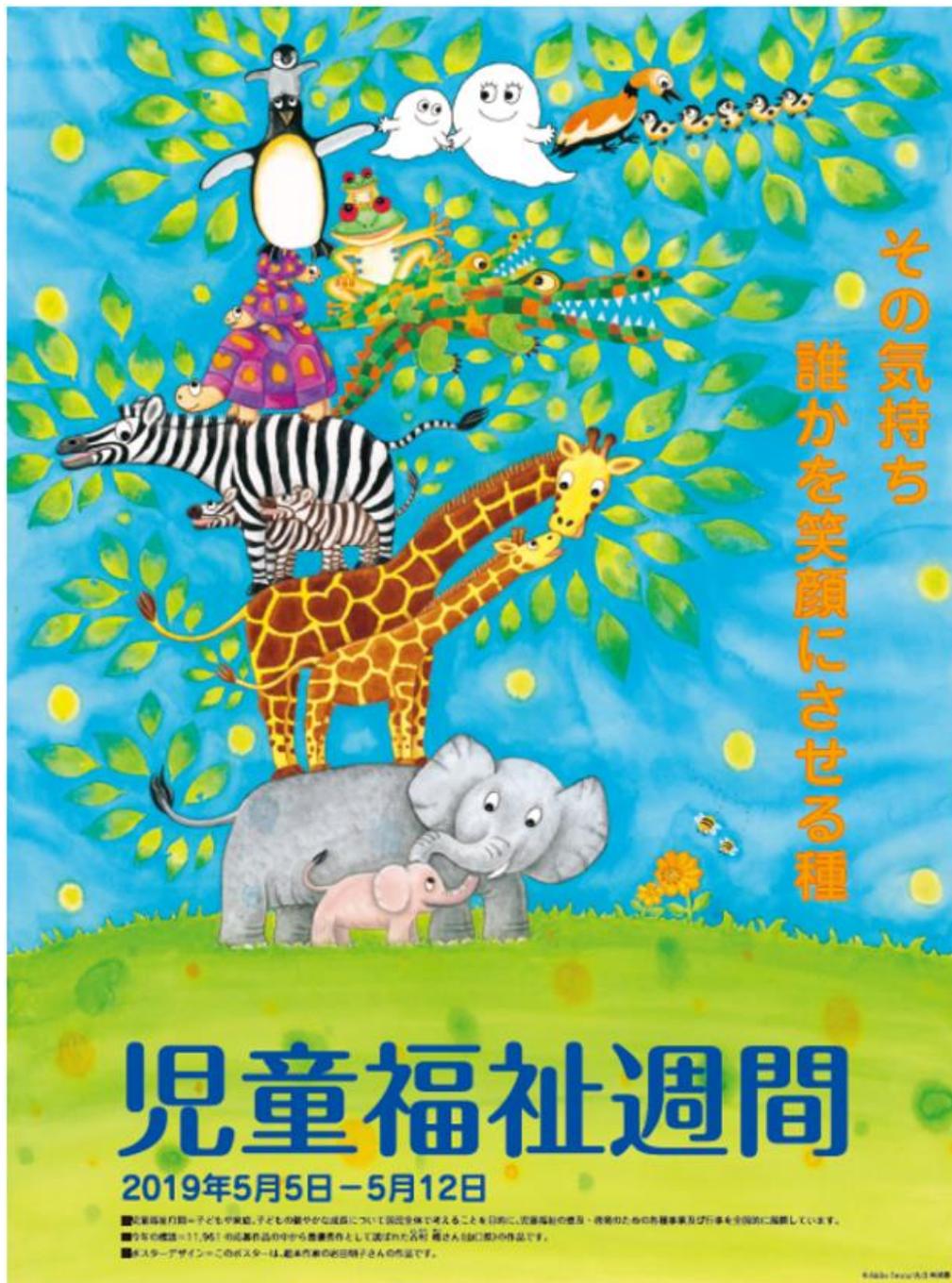
◆「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」～2019年度「児童福祉週間」～（厚生労働省・全社協）

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、2019年度「児童福祉週間」実施要領に基づき、全国的な取り組みを展開することとしています（主唱：厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（社福）児童育成協会）。

2019年度は、全国公募により選定された、標語「その気持ち 誰かを笑顔にさせる種」を児童福祉週間の象徴とし、各種の啓発事業及び、行事を展開することで、児童福祉の理念のいっそうの周知と子どもを取りまく諸問題に対する社会的関心の喚起をはかることとしています。皆さまの周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ「児童福祉週間について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouweek/



「児童福祉週間」ポスター

◆消費税率引上後の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です（国税庁）

10月に予定されている消費税率引上により、軽減税率制度が開始されます。軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い（販売）がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

詳細は別添のNo. 4をご参照いただき、国税庁のホームページをご覧ください。

◆御即位当日における祝意奉表について（閣議決定）

平成 31 年 4 月 2 日に閣議決定された「御即位当日における祝意奉表について」、厚生労働省から本会会員への周知要請がありました。

詳細は別添の No. 5 をご参照ください。

◆法人内での人材育成の「基本」を習得できます！ ～職場研修担当者研修会（2019 年度 第 1 回 施設職員コース）のご案内～（全社協・中央福祉学院）

社会福祉法人・社会福祉施設・社会福祉協議会のあり方が大きく問われている中で、人材の定着・育成がもっとも重要な課題といえます。そこで、本研修会は、演習を中心に、人材育成（研修）担当者に向けて職場での人材育成に関する知識、及び技術の習得を図ることを目的に開催いたします。詳しくは中央福祉学院ホームページより「受講案内」をご覧ください。皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

研修の概要

- (1) 研修日程：2019 年 5 月 29 日（木）～5 月 31 日（金）
- (2) 受講対象者：社会福祉法人・施設等における人材育成（研修）担当者（定員 80 名）
- (3) 研修会場：中央福祉学院（ロフォス湘南） 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44
- (4) 受講料：15,400 円
- (5) 申込締切：2019 年 5 月 10 日（金）（定員に達し次第申込を締め切ります。）
- (6) 詳細・申込：中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course1313.html>
- (7) 問合せ：中央福祉学院 TEL：046 - 858 - 1355

★★過去に受講された方々からの声★★

「自分にはまだまだ意識・活用する技術が足りないことに気づかされた。この研修が受けられたことは今後の人材育成への財産としたい」

「全体的にワークが多く、身につく研修だった。ぼんやりとしていた考えがクリアになり、とても勉強になった。今後活かしたいと思う」

★★皆様からのお申込をお待ちしております★★

◆全国保育協議会 事務局体制（全社協）

平成 31 年 4 月 1 日、全国社会福祉協議会人事異動により、本年度の職員体制は下記のとおりです。引き続きまして、ご指導くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

人事異動のお知らせ（児童福祉部関係を中心に抜粋）

（平成 31 年 4 月 1 日付）

新	氏 名	旧
常務理事	笹 尾 勝	事務局長
事務局長	松 島 紀 由	総務部長
民生部 副部長	武 井 頼 子	児童福祉部 副部長
児童福祉部 副部長	岡 田 茂 樹	児童福祉部 参事 （全国児童養護施設協議会担当）
中央福祉学院 参事	宗 方 涼	児童福祉部 参事（全国保育士会担当）
出版部 部員	仁 木 隆 文	児童福祉部 部員（全国保育協議会担当）
出向（〔社福〕大阪自彊館）	源 河 章 乃	児童福祉部 部員（全国保育士会担当）
児童福祉部 参事 （全国保育士会担当）	辻 本 和 晃	民生部 参事
児童福祉部 部員 （全国保育士会担当）	志 村 宏 祐	地域福祉部 部員
児童福祉部 部員 （全国保育協議会担当）	梶 西 美 智	民生部 部員
児童福祉部 部員 （全国保育協議会担当）	山 崎 優	民生部 部員
児童福祉部 部員 （全国保育士会担当）	福 與 紗 菜	新規採用
児童福祉部 部員 （全国児童養護施設協議会担当）	森 屋 結	新規採用
児童福祉部付 （社会的養護担当）	百 瀬 健 太	〔社福〕八尾隣保館より出向

（平成 31 年 3 月 31 日付）

新	氏 名	旧
退 職	野 崎 吉 康	常務理事
退 職	上 村 克 仁	児童福祉部 参事
退 職	佐 藤 匠	児童福祉部 部員（全国保育協議会担当）
退 職	廣 野 桃 子	児童福祉部 部員（全国保育士会担当）
児童福祉部付解除	濱 口 美 穂	児童福祉部付（〔社福〕旭川荘より出向）

* 全国保育協議会・全国保育士会担当は、下記のとおりです。

児童福祉部 部 長 岩崎 香子
副部長 山下 朋久

【全国保育協議会担当】

参 事 安藤 紀彦
部 員 梶西 美智
部 員 山崎 優
部 員 中川 ころも

【全国保育士会担当】

参 事 辻本 和晃
部 員 秋田 菜摘
部 員 志村 宏祐
部 員 福與 紗菜